

第2分野 美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち

基本方針1

自然環境を守り、快適な住環境の実現を目指します

事業年度	令和6年度
責任部長	環境水道部長
責任課長	環境課長
責任課	環境課
主管課・関係課	環境課、企画課、都市住宅課、水道工務課、学校教育課、建設用地課、林務課、環境課、社会教育課、観光課、建設総務課、総務課

■ 施策の概要

施策1: 豊かな自然環境の保全

【主管課: 環境水道部 環境課】

清流長良川をはじめ、本市の貴重な資産である優れた自然環境を保全するため、自然環境に悪影響を及ぼす不法投棄を未然に防止するためのパトロールの実施と啓発を行います。また、環境保全に対する市民意識の向上を図り、市民や事業者による自主的な環境保全活動を促すため、エコ活動の普及啓発や、市内一斉清掃日の設定及び周知に努めます。このほか、伝統的水利用施設の維持管理を支援することにより、町並みと暮らしが一体となった水利用施設の維持を図ります。

施策2: 適正な土地利用

【主管課: 市長公室 企画課】

低・未利用地の有効活用や土地の流動化を図ることで、土地利用効率の向上につなげるとともに、土地の利用状況や大規模な土地売買の動向を把握することにより、適正な土地利用の誘導に努めます。また、土地取引や開発事業を円滑かつ公平に行い、土地の有効活用を推進するための基礎となる土地境界の明確化を推進します。

施策3: 良好な住環境整備

【主管課: 建設部 都市住宅課】

歴史的な町並みや豊かな自然景観が多く残るまちには、市民だけでなく市外の方も住みたいような人々をひきつける魅力があります。こうした魅力を高めるため、公共空間のバリアフリー化や市営住宅の計画的な維持保全等を推進するとともに、空き家の予防対策などによって貴重な資産である町並みを保全しながら、八幡町市街地の交通対策計画の検討を進め、良好な住環境整備を図ります。

■ 関連指標の動向

指標名	単位	管理種別	望ましい方向	関連施策	現状値	各年度の目標値(上段)					評価年度の達成率
					(R1)	各年度の実績値(下段)					
						R3	R4	R5	R6	R7	
▶ 河川水質調査箇所のうち基準を満たす箇所の割合(時点)	%	フロー	→	施策1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%
▶ 無許可または無届で開発が行われた件数(年間)	件	フロー	→	施策2	0	0	0	0	0	0	-
▶ 空家等実態調査に基づく空き家の件数	件	ストック	↘	施策3	804(R2)	-	-	-	-	760	-

■ 決算データ及び構成事務事業の実施状況

施策名	R5決算額(千円)	R6決算額(千円)	構成事務事業の実施状況(R6)					
			a	b	c	d	-	小計
1 豊かな自然環境の保全	4,056	4,131	0	3	0	0	0	3
2 適正な土地利用	3,792	6,205	1	0	1	0	0	2
3 良好な住環境整備	152,279	124,361	2	4	1	0	0	7
小計	160,127	134,697	3	7	2	0	0	12

- a: 順調に実施されており、成果が表れている事務事業
- b: 概ね順調に実施されており、一定の成果が表れている事務事業
- c: 概ね順調に実施されているものの、目指す成果が表れていない事務事業
- d: 実施状況及び目指す成果ともに停滞している事務事業

■基本方針に係る総括評価(所見)

【責任部長:環境水道部長】

自然環境を守り、快適な住環境の実現に向けた取組としての自然環境面については、概ね保全されていると考えられる。しかし、このため不法投棄が後を絶たないことは、個人のモラルの問題であり、粘り強く環境保全に対する意識の向上を図る活動と抑制対策を検討する必要がある。令和5年度より開催している「郡上の美しい水と緑を守るための連携会議」を継続して行い、関係機関の連携を図っていくことが重要である。

また、適正な土地利用に関しては、申請及び届出の必要なものの継続周知等が必要である。空家対策については安全対策を優先事項として、街並みの景観保全を図りたい。今後においては、郡上市地球温暖化対策実行計画に基づく再生可能エネルギー(太陽光発電等)の導入を促進することとなるが、施設の設置については、災害の原因となることや景観の悪化が懸念されることから、適正な土地利用や街並み景観を確保するため、各部の関係条例を踏まえ、将来的に問題のないよう適切な指導・助言を行う必要がある。

■施策ごとの評価

施策1:豊かな自然環境の保全

【主管課:環境水道部 環境課】

評価 **B** **目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。**

▶後期基本計画策定時の「現状と課題」

郡上市の豊かな自然や水利用文化は先人によって守られてきましたが、これからも市民一人ひとりが環境保全の意識をもつことが重要です。

◎後期基本計画策定時の「目指す姿」

市民の環境保全に対する意識が向上し、郡上の豊かな森林と美しい河川が保たれています。

I. 施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

【成果】

・NPO法人長良川環境レンジャー協会と協力し、河川のごみ拾いや水質調査を行った。市が実施した河川水質調査では、水質の悪化は確認されなかった。

・河川美化の啓発横断幕を市内5箇所(橋梁)に設置し長良川の鮎釣りやレジャー等で河川を利用する人に対する啓発を行った。

・市民と観光客の双方で河川ごみを拾い、長良川の環境を考える「長良川清掃ラフティング」を実施した。

・オオキンケイギクをはじめとした特定外来種の駆除活動を自治会と連携して行い、自然環境の保護に努めた。

・11月から12月までの間、市内の不法投棄パトロールを行い、不法投棄物の撤去および不法投棄がされやすい場所の洗い出しを行った。

・不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置し、不法投棄の抑制を図った。

・不法投棄に関して、各機関等との連携を強化するために、事業者、各団体、関係機関、道路(河川)管理者を構成員として、郡上の美しい水と緑を守るための連携会議を開催し、課題となることやお互いに協力できることについて情報交換を行った。

・白山ユネスコエコパークエリアの生態系の保全や持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共存)の推進を図る協議会活動のため、構成自治体として財政的支援を行った。

・平成30年度に策定した「管理運営計画」に掲げる活動に基づき、郡上市として次に掲げる事業に関係自治体と協調し参画することで、普及啓発活動に寄与することができた。

※リレーシンポジウム(勝山市:8月、南砺市:3月)、地域づくり交流会(郡上市:11月)。特に、11月に高鷲町鷲見を会場に開催した地域づくり交流会では、山林の環境保全や郷土料理の継承をテーマに市民団体による事例発表を行い、市内外の参加者に向けて地域での取り組みを知ってもらうことができた。

・第13回白山ユネスコエコパーク協議会を白川市で開催し、令和5年度の事業報告と令和6年度事業計画について報告をした(R6.5.21トヨタ白川郷自然学校)。終了後学術研究報告会を開催し、4名が研究成果を発表した。

【課題】

・互助会の河川一斉清掃で拾うごみの量は年々減ってきており、取組の効果を実感できるが、道路沿いの不法投棄及びポイ捨ては依然多く、対策を講じる必要がある。

・広報、啓発活動により白山ユネスコエコパークの理解は一定の広がりを見せているが、指定地域内に限られた面が強く、市全域にはまだまだ普及していない。

II. 今後の方向性と具体的な展開

・継続した河川水質調査と併せて、海洋ごみとなり得る河川等へのポイ捨て防止策を講じる必要があることから、関係団体と連携した取り組みを行う。

・不法投棄パトロールについては、パトロール体制について見直しを行い、通年的な監視ができる体制に移行する。

・白山ユネスコエコパークの管理運営計画に基づきエリア内の保全、保護活動、普及啓発等の事業を引き続き展開し、エリアごとに進捗管理を行っていく。

・2027年度の白山ユネスコエコパーク定期報告に向けた基礎資料の作成を行っていく。

評価

B

目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。

▶後期基本計画策定時の「現状と課題」

周辺環境に大きな影響を及ぼすような無断で行われる大規模開発は近年行われていませんが、引き続き規制・誘導が必要です。また、店舗の閉鎖や空き家になったことに起因する空き地化など、低・未利用地が散見されます。このため、土地の流動化を進めるとともに、地域の特性に応じた土地利用の誘導が必要です。

◎後期基本計画策定時の「目指す姿」

適正な規制・誘導や地籍調査事業の実施などにより、決められた手続きやルールの中で、環境保全と土地の有効活用の両立が図られています。

I. 施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

【成果】

- ・開発行為については、無秩序な開発を防ぎ適正な土地利用の推進を図るため広報郡上やHP等で届出の必要を周知するとともに、関係課と連携し、大規模な土地取得等の把握に努めた。令和6年度の開発行為に関連する届出は次のとおりである。
 - ※10,000㎡以上の土地開発の事前協議申出は0件、自然環境保護条例に基づく申請件数は2件あり、すべて協定を締結した。郡上市景観条例に基づく届出は0件あった。
- ・国土利用計画法に基づく10,000㎡以上の一団の土地取引にかかる届出義務について、広報郡上を利用し年2回の周知を図ることができた。令和6年度の届出件数は次のとおりである。
 - ※国土利用計画法に伴う土地売買届出事案は19件で、うち13件の届出違反(無届・期間超過)を確認し、県へ報告した。
- ・国土調査法に基づく地籍調査事業を、高鷲町内明野地区(補助分:0.14km²、単費分:0.18km²)にて実施した。

【課題】

- ・市内で行われる開発行為については、情報収集のほか、道路パトロール等により現状の把握に努めているが、広大な面積を有する本市においては、いかに効率的かつ効果的に行うかが課題である。
- ・届出違反(無届)については、一般的に悪意があるものではなく、届出義務を知らないことによるものであり、定期的な周知が必要である。
- ・地籍調査については、土地所有者や法務局との調整や技術的な問題解決が困難等の理由から、事業が継続となっている地区が多く、解決に時間を要している。

II. 今後の方向性と具体的な展開

- ・地籍調査について、事業が継続となっている地区については、土地所有者や法務局と今後も協議を重ね、技術的な問題については、国土交通省の職員や地籍調査事業に精通した方(国公認の地籍アドバイザー)に相談等を行い、解決に向けた方向性を検討していく。調査中の地区については、制度改正による新手法を導入するなど、限られた予算の中で効率的に調査を実施する。
- ・土地売買届出違反は13件であり、違反件数は令和5年度の4件を上回った。四半期ごとに実施される無届取引等把握調査では、新たな違反事案の発覚はなかった。今後も適正な土地取引や開発の届出が行われるよう、関係部署と連携するとともに、広報誌や市HP等の媒体を通じて周知を図っていく。

施策3:良好な住環境整備

【主管課:建設部 都市住宅課】

評価**B****目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。**

▶後期基本計画策定時の「現状と課題」

空き家の増加により町並みの景観が阻害されるほか、八幡市街地での交通混雑などによる住環境への悪影響が懸念されています。

◎後期基本計画策定時の「目指す姿」

交通体系の整備や公園等の維持管理により、快適な環境の中で暮らし続けることができています。

I. 施策の取組効果や達成状況に関する分析(関連する事務事業の成果や積み残されている課題など)

【成果】

- ・郡上市空き家バンク運営による空き家の利活用を促進するとともに、危険空家解体撤去支援4件、空き家等活用改修支援15件など危険空家解消に向けた取り組みを実施した。
- ・郡上市八幡都市計画マスタープラン及び郡上市歴史的風致維持向上計画に基づき、重点区域において快適で安全かつ景観に配慮した道路美装化工事を計画どおり実施した。
- ・地域の魅力ある景観を維持していくため、郡上市景観百景として認定した地区へ景観形成活動支援を2件、郡上市景観賞「建築部門3件、活動部門1件」を表彰するなど、地域景観の保全、地域活性化に資することができた。
- ・八幡市街地の交通混雑解消のため、観光客車両を大規模駐車場等へ誘導するための案内看板を設置した。

【課題】

- ・全国的に少子高齢化が進む現状において、管理不全空家数は一層増加することが懸念される。
- ・地域の魅力ある景観を維持していくため、市民の景観意識の向上や認知を促す必要がある。

II. 今後の方向性と具体的な展開

- ・空き家による住環境の悪化を防止するため、広報等により適正管理の必要性について周知や、所有者への啓発や助言・指導等を通じて、管理不全空家の増加抑制を図る。また、必要に応じて適切な管理を促す通知文書の発出、特定空家等の認定により適切に管理されていない危険空家の減少を図る。
- ・八幡市街地の景観維持、向上を図るため、郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定の承認を得た建物等の新築、改修等に対する支援を実施する。

■後期基本計画策定後新たに生じた課題等**■関連する個別計画の有無**

有	郡上市生活排水処理基本計画、郡上市地球温暖化防止実行計画、郡上市景観計画、郡上市八幡都市計画マスタープラン、郡上市歴史的風致維持向上計画、郡上市空家等対策計画、郡上市公営住宅等長寿命化計画、第2期郡上市地域住宅計画
---	---